東郷村報

第125号

昭和37年3月15日
発行所
宮崎県東旧杵郡
東郷村役場

昭和三十七年度 予算案提案に当つて

村長　黒木松美

昭和三十七年三月定例村会
村長提案説明概要

本日ここに昭和三十七年度当初予算及びその他新年度の村政運営に関する重要案件を、御審議いただく今期定例村議会の開催にあたりまして。村政に対する私の所信と、重点をおいた施策、並に御提案致しています、各議案の概要について、御説明申上げ、議員各位の議案審議の参考にしていただきますと共に、絶大なる御協力を得たいと思う次第であります。

さて私が申上る迄もなく昨今における世界の科学、技術、政治、経済、社会等の変動は、その巾に於て、またその速さに於て、全く驚異的なものばかりであり、我々の知識を以てしては、到底予想も出来ないことが着々と実行されつつある現状でありまして、私共の、これらの事象に対する判断と、時間的な尺度に対する認識などを、大きく変へざるを得ない状態にあります。特に、わが国の場合を考へて見ますと、戦後極めて急速なめざましい経済成長をとげ、これに伴う最近の国内社会の変貌は、またとくにいちじるしいものがあります。

即ち科学技術の進歩に伴う工業生産の増強発展、雇用の改善、第一次産業の近代化、国民生活水準の飛躍的な向上等、そしてこれらに伴い必要に迫られている道路、交通を初め、社会環境施設の整備、教育の刷新社会福祉及労働対策の充実、農業構造及経営改善対策の充実等、その何れもが極めて急速なテンポで進行し、かつ問題の解決を急がれておりますが、就中、村民の大部分が農林業者である本村の場合に於ては、農林業の近代化、即ち、農林業の構造経営改善対策を充実して、村民所得の増加を図り、地域及び産業間にみられる、いわゆる所得の格差を少しでも縮める方向に対処すべき方策が最も要請され、又私共に課せられた最も重大な政策的課題であろうと存じます。

私は、この様な情勢に対応すべく村長就任以来、本村の事情に合致した施策の積極的な推進をはかるべく常に思いを新たにし、強い決意の下に、議会の皆様を始め、村民各位と共に、村政の進展に邁進して参つたのであります。

かえりみますと過去七年とり上げて参りました施策については、みな様の深い御理解、御協力と、御配慮の下に、ある程度の実績をあげることが出来たのではないかと存じますが、その実態を眺めますと、まだまだ今後にその成果を期待するものが、数多く残されて居りまして、問題の難しさと、責任の重大なることを痛感する次第であります。

特に冒頭に述べました様に、我が国経済の高度の成長に伴う、国内社会情勢の変動に対処すべき問題、わけても全国水準は勿論、県内水準にも達していない本村の経済格差の問題は、本村々政の重大なる重点施策として、多年に渉つて取上げられ、亦村民各位に於ても真剣に、この問題と取組んで努力されているにも拘らず。その実情は決して楽観を許されず、他産業、他地域の経済成長の中にあつて、可なり深刻なものがありますが、この問題の大部分が、本県又は本村の未成長性に起因するものでありますことを思いますとき、今後更に一層の強い決意を以て、強力な、施策的なテコ入れと、国や県からの強力なる措置を導入するための、努力をはらい。積極的に問題解決に邁進するの、必要性が痛感されるのであります。

幸に致しまして一昨年農業基本法が制定され農業の構造経営の改善に必要な制度化がなされ。最近に於ては国に於て低開発地域の開発促進の機運が高まり、その他の分野においても、本県又は本村にとつて、必要な施策を伸ばす、施策がとられる方向にあり、県政に於ても、積極的にこれ等の問題解決の為の施策が、打出されつつありまして、まさに現段階こそ村政の充実発表のいしずえを、築きあげるべき好機にあると判断されますので、村民のみな様と共に、現実を見つめて更に従来に培する努力をかたむけ、村政の伸長を図りたいと存じます。又私は村長就任以来村政の執行の方向を「村民の意志を反映した、しかも、社会の推移に即応した、明朗な村政の確立を期する」ことに努力してまいりました。村民の合理的な総意を結集して、村政を運営することは、民主主義下にある、われわれとして、最も尊重すべき事柄であり、民主政治の生命でも、あると思いますので「村民による村民のための村政」を進めるため、村民各位の村政発展への意欲を、出来うる限り、とりあげることに、一層の努力をしたいと思います。

特に村民の代表であり村の議決機関である村議会の議決事項については忠実に、而も議決の精神を心として、最少の経費を以て、最大の効果実現に、更に努力するは勿論、村政執行のために設けられた、各種機関や、村内の各経済団体、及民主団体等と、緊密な連繋をとり、又議会を初め村内諸機関、団体等の強い御指導と、御協力を得て、総親和の体勢を確立し、国政及県政のことを、充分配慮しながら、力強い村政を執行する覚悟であります。

次に昭和三十七年度に於ける村政執行上の、重点事項について、申述べたいと思います。

申上げる迄もなく、村政の執行は、些細な事案と雖も真剣に取組み而も、最大の効果をあぐる様努力することは、論を要せない処でありますが、本年度は次の五項目を重点として推進する覚悟であります。

その第一は産業の振興を図ることであります。

村政の発展は村民経済の向上を図ることが、その根本であることは、論を要しないことでありますが、本村に於ける、各種産業の現況は、村民各位が、多年真剣なる努力を続けられ、又何時の時代に於ても、村政の重点施策として、強力に指導、推進せられて来たにもかかわらず、依然として後進性を逸脱し得ない実情にありますことは、極めて残念でありますと共に、その責任を痛感する次第であります。特に本村、経済の中心産業である、農林業の状況は、年々或る程度の伸びは見受けられるも、近年他産業の、急速な成長と消費経済部門の異状な伸長の中にあつて、その所得高も全国の最下位であるといわれていることは、全く残念に堪へません。然しながら最近に於ては早期水稲栽培を突破口とする、新しい営農方式の確立によつて、従来の停滞状態から脱して、一大発展の方向に進まんとする、気運が濃厚にもり上りつつありますことは、全く慶びに堪へないところであります、即ち農業の近代化と言う言葉で、農業の構造改善や、経営改善の研究検討が着々と実行に移されつつありますので、この際本村としましては主要食糧の増産確保を図ると共に果樹畜産林産等、成長部門の生産振興、及経営規模の拡大、又は、経営の協業化、機械化等、既定の施策を着実に推進する一方、村内各階層、及関係機関の代表者学識経験者等を以て組織する農林業改善対策協議会を設置し、本村農業の将来の方向を明らかにする調査検討をなさしめ、出来得る限り早い期間に結論をまとめて昨年度より国が計画実行しつつある、農業構造善改進み行く社会の要請にこたえる、活力ある青少年の育成に、努とめて参つたのでありますが、教育の現状は決して楽観の出来ないものが数多くありますので、学校の内容充実をはかり、学力の向上に努むると共に、関係機関と密接な連絡と協力をなし、指導の改善に努力いたしたいと思います。

幸い本村は村民のよりよき理解と、協力を得まして教育優先の村是の下に、村民挙げて、教育に協力の態勢が出来ていますので、特に本年は寺迫小学校、屋内体操場の増改築工事を行うこととし、又従来実施して参りました。奨学資金貸付制度を二倍に増額して、育英事業の拡充をはかり、人材の育成と、教育水準の確保に努力いたします。

つぎに社会教育につきましては、次の時代を担う青少年の問題に意を用い、青少年団体、婦人団体の育成等をはじめ、各部落における社会教育の場として、効果的な役割を持つ公民館の運営に必要な措置をとると共に、従来からの対策を積極的に充実することに努力致したいと思います。

特に青少年の不良化防止については青少年をとりまく、社会環境の浄化に、万全を期することとし、社会福祉協議会、青少年問題協議会、民生委員会並に公民館の活潑なる活動を中心に警察防犯や、その他の関係機関等、組織の総合的な活動の促進をはかり社会教育の発展に努力いたします。

第三は社会福祉及公衆衛生の向上であります。

最近の高い経済発展のもとに於て、社会生活の様相をかえりみました場合、急速な経済成長のかげに、陽のあたらない場所があると言うことであります。これ等の所謂、低所得者の生活安定対策の一かんとして、本村に於ては昭和三十五年七月から、失業対策事業を実施していますが、本年度に於ては、更に就労人員の枠の拡大に努め。就労者延日数九、〇〇〇人を予定し、これ等労務者の生活内容の向上を図ることに努めることとし、又従来社会福祉協議会が経営して来ました鶴之内保育所を村に於て経営することとしました。次に住宅難を緩和するため第二種公営住宅二十戸の建設を計画しました。

尚本村の社会福祉施設である国民健康保険事業を初め、直営診療所、季節保育所の運営は、最近漸く村民の間に理解されて、いずれもその機能を発揮して、村民の福祉向上に寄与しつつありますので、今後更にこれ等の施設が真に村民の施設として、その使命を果すよう、施設の改善、及運営に必要な対策を講ずることといたしました。

つぎに公衆衛生対策でありますが本村の公衆衛生及び予防保健衛生の進展をはかるため、従来からの簡易水道の建設を促進する助成措置を講じますとともに村内に於て将来、簡易水道の設置を必要とする部落の調査を実施し、水道建設の促進をはかることとし、又従来より実施して参りました予防衛生につきましては、更にその効果と、実績が向上する様、これが対策を強力に推し進めることに致します。

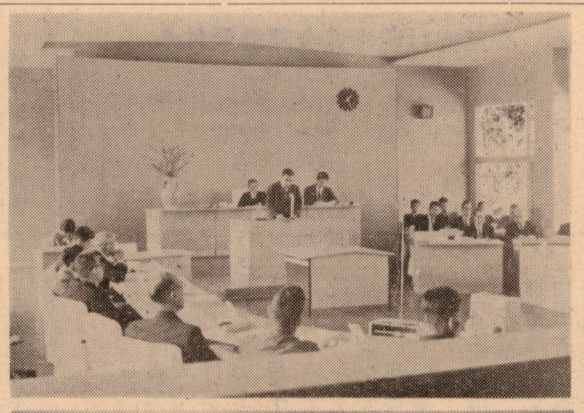

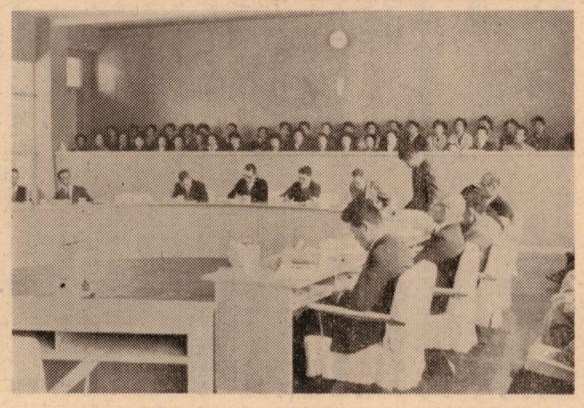

（第四欄目以下次号）

昭和37年度予算内訳書

（歳入）

款　区分	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	予算総額に占める割合
1. 村税	18.880.100	17.702.000	1.729.000	550.900	19.05%
2. 地方交付税	28.500.000	20.100.000	8.400.000		28.75
3. 公営企業及び財産収入	13.067.580	7.353.400	7.714.170	1.999.990	13.18
4. 分担金負担金	1.667.390	2.130.400	747.350	1.210.360	1.60
6. 使用料手数料	730.800	683.520	87.280	40.000	0.74
7. 国庫支出金	12.782.180	3.771.340	9.020.840	10.000	12.89
8. 県支出金	4.902.730	1.989.730	3.372.380	459.380	4.95
9. 寄附金	2.665.900	286.760	2.379.140		2.77
10. 繰入金	10	10			
11. 繰越金	2.000.000	5.000.000		3.000.000	2.02
12. 雑収入	4.431.830	5.026.440	270.000	864.610	4.47
13. 村債	9.500.010	1.500.030	7.999.980		9.58
合計	99.128.530	65.543.630	41.720.140	8.135.240	100.00

（歳出）

款　区分	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	予算総額に占める割合
1. 議会費	3.302.970	2.415.080	887.890		3.33%
2. 役場費	18.136.210	16.265.930	2.790.260	919.980	18.30
3. 消防費	1.409.610	1.212.050	197.560		1.42
4. 土木費	11.449.520	2.622.520	10.351.990	1.524.990	11.55
5. 教育費	17.365.080	10.488.080	8.648.120	1.771.120	17.[illegible]
6. 社会及び労働施設費	17.413.820	6.307.070	11.958.140	851.390	17.57
7. 保健衛生費	2.467.080	1.844.700	821.480	199.100	2.49
8. 産業経済費	6.881.920	7.874.880	1.057.420	2.050.380	6.94
9. 財産費	5.830.410	4.572.290	1.313.350	55.230	5.88
10. 統計調査費	40.410	34.410	8.000	2.000	0.04
11. 選挙費	365.750	59.760	310.990	5.000	0.37
12. 公債費	4.852.340	4.738.380	314.460	200.500	4.89
13. 諸支出金	9.313.410	6.908.480	2.916.230	511.300	9.40
14. 予備費	300.000	200.00	100.000		0.30
合計	99.128.530	65.543.630	41.675.890	8.090.990	100.00

森林組合の再建に寄せて

林政課駐在指導員　中野辰己

森林組合の再建に就て今日迄の経緯を顧ると昭和三十三年農協が当時役職員方々の献身的な努力にも拘らず板屋の製炭事業に依つて遂に総辞職をされる止むなきに到つたのである。その後三十四年二月、三団体役員の改選についてはこの際再建に強力なる基本を打出すには独り農協組合員のみならず村をあげて総ぐるみの体制を確立すべきだと村民の要望が高まり村長を組合長に推した新役員の構成をみたのである。爾来農協の再建は今更申上る迄もなく弐千四百万円の厖大なる欠損金と取組み着々とその計画が実績に現われ今日若干の問題は残されてはいるが貯金部門をみても当時参千万円に達していなかつたものが八千万円を超過する堂々たる姿に再建した事は周知の通りである。以上は農協の推移であるが役員改選時に於いて密かに案じられた事は森林組合も亦その内容は危機に瀕した農協と同様決して楽観できぬ状態にあつたのである。

然し役員としては森林組合の整備強化について等閑に付していたのではなく村県当局はじめ森連等の指導を得て対策が進められたのであるが如何にせん人の力も限りあることで農協の痛手が余りにも深かつたがため農協再建と同時にその主力を傾注することが不可能であつたのが当時の真相であつた。その後三十六年二月従来の三団体兼務を解かれ独立した新役員会が発足し更に関係機関の適切なる指導で整備促進組合の指定を受けることになつたのである。

以下整促計画の概要について述べると問題は欠損金弐百七十五万円と負債の償還にあるが欠損金の内七十五万円は不良債権を一時特別欠損金に引当たもので実質的には弐百万円である。ここで申添えたい事は特別欠損金は債権を放棄したのではなく債務者の経済状態を斟酌して暫時回収整理する性格のものである。

整促計画の骨子は次の四項となつている。

一、整備資金の導入
二、債権の整理
三、林産事業の推進
四、出資金の完全達成

(1)整備資金は政府が欠損金と同額の資金を長期に貸付をし更に金利についても村及県中央金庫から夫々減免補給がなされる。組合はこの融資に依つて負債が整理され従来内部資金の圧迫を受けた利息の支払も排除され順調な運営が期せられることになるのである。

(2)債権の整理であるが指定日現在百五万円で、既に返済期限の経過しているもので強行に整理すべきであるが計画としては一応本年度末迄に当額の六〇%を絶対に整理する方針である。

(3)林産事業の推進

林産事業は組合員の素材を有利に販売する委託販売の取扱がなされているが実際には伐採、木場、牛搬出輸送、総べて直営となり現在労力不足の折り仲々容易ならざるものがあるので組合員自体で仕出しされるものは勿論積極的に取扱はするがこの際、大口事業の計画がなされ村、営林署の御援助の下に交渉が纒り尚事業資金についても既に中金に於いて配慮され近く着工の運びになつている。

(4)出資の目標完全達成

以上、村、県系統機関の絶大なる御協力で整促計画が固められたのであるが組合員自体としても徒らに他力本願に偏することなく自己資本の蓄積を図らねばならない。

出資は財務基準令にも示されている通り固定資産並に欠損金の額に基いて五百万円が目標額となつている現在払込額は一六六万円で残額三三四万円を四カ年に[illegible]轄し最終年度に達成することになつているので組合員の特段の御協力を御願いする次第である。

(5)林業経営維持改善資金について

今回政府は林業経営を適正且つ安定した状態を以つて継続させ更に所得の増大を図る為には林業経営の構造改善と育成強化を進めることが必要であるのでこれ等のものに対し植栽後六年以上の保育等の管理経営並に造林のための土地の取得又は折角の造林地育成途中に諸種の事情で手離す場合これを防止し維持経営するために必要な資金を貸付けることになつたのである。

貸付の種類はその内容に依り次の通りである。

(一)管理資金　(二)取得資金
(三)相続資金　(四)維持資金

貸付の条件

(一)年利　五分五厘(二)償還期限　二十年以内(三)償還方法　一時払込又は数回に亘る

貸付対象者

人工林の面積が二〇町歩以下であること。

以上が融資制度案の概要で現在正式の決定をみていないが近く通達があるので詳細は部落座談会等で説明する事になつている。希望の方は利用される様御案内する次第である。

国民年金へ
更に高い関心を

一、組合長さん達の努力に感謝を

三月に入ると村のあちこちで現在の区長さん組合長さん改選の話を聞く。昭和三十六年度の村勢もこの人達の熱心な協力のおかげで大いなる前進を続けて来た。

特に生れたばかりの国民年金がこの人達の手で育ての苦しみを得て来たことを思えば特にこの感は深い。毎月一回の検認日には被保険者のもつている、いろんな苦情も聞いた自分の生活を保障し、又老後の所得を保障する名実共に自分のための国民年金なのに一部村民の無関心に対する不満にも耐え、とにかく七五組合の中二、三の組合を除く残りの組合長さんは、本当によくお世話して頂いたと思つている。昭和三十七年度は組合長手当も増額されると言うのに、この一年を全く献身的に努力して下さつた組合長さん班長さんに私達は心からなる感謝の念を忘れてはならない。

二、三月は国民年金の決算日

今まで機会あるごとにPRして来ましたが昭和三十六年度分保険料の最終納期は三月末です然し四月までは三十七年分と一緒に検認を行います。四月を過ぎると三十六年度分については役場での取扱いができなくなると共に以後は滞納保険料として厚生省の発行する納入告知書により別途指示する場所で納入することになりましよう。既に県の年金課には国税庁の職員も来ており、悪質滞納者は強制処分を行う意向であることも一応お知らせ致します。

三、年金を受けられない人達が大勢いる

人の気持は面白いものだ何んでも、こうすれば安心だとわかつていても、現実に不幸な目に他人があつたのを身近にみたり、自分があわないとなかなか備えたり対策を考えようとしない一部落を全焼するような大火があつた翌日からその部落の人達の消防に対する関心は高くなり総べてにさきがけて消防施設がとり上げられる。それまでは消防団員の言うことは仲々問題にしてくれなかつたのに、このように自分のための国民年金制度も何となく他人ごとのように考えている人達がまだいるのではないだろうか。延岡出張所管内でも保険料を滞納し、或いは申免の手続きをとつてなかつたために大事な夫を失つた母子や、思いがけない事故のために、あわれ不具の身になつた人達約四〇人もが年金を受けることができず生活の路に困つていると言う。あれだけ年金のことは話しておいたのにとやる方側にとつてみても全くうらめしい話ではないか。

四、昭和三十七年度免除希望の方は準備を

四月に入ると昭和三十七年の免除希望者は家族と相談して被保険者全員をするか或いは一人にするとかきめて頂かねばならない。所得の余り多い人は免除できないが、それでも事情のある人はできるだけ免除するよう努力致し度い。然し免除することは現在、将来を問わず年金額決定の上ではマイナスであることは承知しておいて慾しい。免除申請の方法は組合長さんを通じて後日お知らせします。

五、二十才になつた人や未加入の人達へ

国民年金は強制加入保険ですから二十才になつた人は二十才になつた日から又二十才以上の人は国民年金資格取得届けを提出し保険料納入の義務があります。農業、商業等を営む人は務めている人達のように老後の所得保障がないので直に資格取得届けを提出して下さい。保険料納付の困難な人は免除申請書と一緒に提出することをお奨めします

必要な用紙は役場の年金係りのところにあります。

◈東郷村奨学資金願書受付◈

1. 提出期日　4月15日
2. 提出先　東郷村教育委員会
3. 提出書類　願書、履歴書、成績証明書
4. 備　考

昭和37年度からは月大学 2.000円
高校1.000円貸付けます

交通事故の防止について

最近における交通事故の状況については毎日新聞紙上第一の話題としてとりあげておりますが、このことは都会地のできごとだと他人のことのように考えておられる向があるのではないかと思いますが、東郷村におきましてもその例に漏れず、今年に入つてから既に小野田における即死事故、児洗で小丸川えの転落事故、出口の転落事故と相次いで発生しておりますので、歩行者、自転車（特に二人のり）のみなさんは特に自動車等と交さする場合は充分前後を確めて、交通事故のみじめな犠牲者とならないよう、くれぐれも注意し、また運転者のみなさんは、いつも安全運転を励行して交通事故の防止に協力してほしい。

運転者の皆さんへお知らせ

二月十六日から交通犯の行政処分が重くなりました　その一例を見ると

(1)酒酔い運転の場合
十日以上の傷害―免許証の取消
十日未満の傷害―一二〇日以上停止
物損三〇万以上―取消
物損三万以上三〇万未満―一五〇日以上
物損三万未満―九〇日以上停止
法令違反一回―六〇日以上停止
法令違反二回―取消
法令違反その他違反が前にあつた時は九〇日以上の停止

(2)酒気おび運転の場合
死亡事故―免許取消
事故をおこした場合―現行の二倍
法令違反―三〇日以上の停止

となつております。特に取締りの重点が「酒気帯び運転」に向けられておりますので、「酒気を帯びて」車輌等を運転しないようお願いします。

山陰警察官派出所
巡査部長　佐藤源三郎

部落"親子会"遊行記

海野実門

少年への郷愁むさぼり熟柿啖（くら）ふ

など駄句つた事もあるが、人間齢（とし）取ると童心に立返つて子供に親しんでくる。一月十八日（日曜）茲福瀬・下村部落の「親子会」の伊勢ケ浜遠足にお伴（とも）さして頂いて楽しい一日を過ごした。

小学・中学の全員、父母共総員七三名借切大型バスはハチ切れる盛況、バスガールの朗らかな車内ソングで大賑わい、生徒らも元気に要求に応じて臆（おく）せず唄いまくつていた。目的地に着き下車して神社参拝を了り左手の坂道を攀ぢて例の大洞窟に到る。降り口は十数丈の険難な断崖で、茲にはリーダー小西先生が頑張つて小学生を警めて一歩も近付けぬ厳戒ぶり、親達は大安堵の体（てい）だつた。茲から愈々高い旧城趾の細径となつて山海の眺めが次第に広々と整つてくる。山頂を越して或る草原の平地の一劃に腰を下ろして子供らの為に宝探しなどやつて休憩した。親たちてんでんの菓子包みや密柑などで子供らを喜ばせる。天好く晴れて温く、黒潮の息吹（いぶき）の香りに思わずうつとりとなる。

今日は明後日の茲神社の祭礼に当り、全山の清掃に鉈鎌を携えた人夫達が四・五十名程入山して居た。イザ出発の間際に小西先生から今度は中学男女生だけにお諭しが出る『みなさんは今休んだ場所へ散らかしたゴミ屑類を綺麗に片附けて一ケ所にまとめて始末して発ちなさい』―と、みんな直ぐ甲斐々々しく立働いて見る見る立派に整備されて行く。之を見守つていた二、三の人夫達が「感心な学生さん達ぢや、どこの学校さんでしようか」と私に訊ねるなど快心な一場の情景だつた。斯く知らず知らずの内に公徳心を養成され行く事は誠に有り難[illegible]。サテ

"飛ぶ鳥も跡を濁さず"に発（た）つたわが一行は茲岬角を北に廻つて広々とした白砂青松の蔭の叢（くさむら）を今日の終点地として腰を下した。早速浪打際に子供ら単独の―親子共同の運動諸種目、競走などをやり、楽しい昼食後には又砂土俵の上で男生徒の角力で大にぎわい、行司（ぎようじ）は勿論、先生と父兄ら。迎えのバス来着の午後三時近く拠点に集合、今度の「跡始末」役は先刻の子供らに見習つて、母親らが"発つ鳥"となつて自発的に弁当がら、紙屑類一切を見事に取片付けて"跡を濁さず"に「有終の美」を飾つて呉れた忝けなさ。又終日、小事故（じこ）もなく愉しい有意義な遊行を了えて同慶すべき一日であつた

岡山県に実習生を派遣して

杉田三郎

気候はづれの暖かい日が続いて又急に寒波がもりかえした二月十四日の朝、六名の青年達と延岡から特急「かもめ」に乗り込みましたデラックスな赤塗りのデイーゼル車は音もなく滑るように日豊線を北上、雨雲のたれた山陽線の沿線に立ち揃ぶ工場群に見とれている間に七時には早くも目的地岡山に着いていました。

岡山県国際農友会のお世話で本村の青年六名が農家住込実習を行うことになり口ききをした私が引卒の役目をおゝせつかりましたが受入農家はいづれも派米実習生を中心とした精農家揃いで本村の実習生受入れについて非常な熱意と協力を示してくれたことは誠に幸運でした。

我々は先づ農業試験場内の研修館に落着き、翌十五日と十六日の二日間県庁ホールで開催された農友会主催の農業近代化講演会に出席受講しました。

一流の講師を招聘して行われた此の講演会は稲作の機械化や近代化酪農、企業的蔬菜花卉園芸など農業の近代化を志す者にとつて傾聴に値するものがありましたが、それにもまして印象的だつたのは会場の雰囲気です。十時からの講演に九時半頃には広いホームは満員となり、始つた時には会場に入りきらない程、聴衆が集りました。私は岡山農民の意欲と云いますか農業の転換期を前にして彼等が所謂前向きの姿勢で之を受けとめているのを見ていささか圧倒される思いがしました。唯大半が中年以上の人で二十才前後の青年の姿が殆ど見られないことも注意をひきました。

講演会が済んだ後受入農家の人達と一堂に会し、夕食を共にしながらお互いに紹介し合い懇談しましたがその時私は挨拶の中で「今度の実習のねらいは一口に云えば岡山農業の企業性と農民のガメッツさを体得させ度いことにある」と申しましたら。受入側からは「このような真面目な若者が後継者としてとどまつておりその教育に力を入れておられる東郷村が羨しい」と云われました。

翌十七日は土曜日にも拘らず私の為に開拓課が終日自動車を提供してくれ会長の黒瀬さんの案内で受入農家の視察に向いました。簡単にその特徴を御紹介致しましよう。

一、祇園忠夫さん―新名実君（寺迫）

市外でブロイラー（肉鶏飼育）をやつておられ、トタン葺きの群飼バタリー二棟に四〇〇〇羽の牡雛が飼はれていました。彼はアメリカでの実習体験を生かして今本格的な育雛鶏舎を建設中で常時一万羽飼育にする予定と聞きました。

（以下次号へ続く）

点滴

◇暦をみると、「ていちつ」という節がある。これは虫類などが冬眠から覚めて穴からはい出る季節である。今年も遠うにその節は過ぎて日一日と春は深まつて行き「春宵一刻値千金」の句や「春眠不レ覚レ暁」の句など若いころに覚えた言葉が春の季とともに思い出されてなつかしい。

◇春は森羅万象、生への躍動の季である。田圃の麦芽は春光をうけてぐんぐん伸びている。小川もメダカを浮べてさらさら流れている人また稔りの秋への鍬を振う季である。大いにつとめよう。

◇今年の中学卒業生は二四〇名である。そのうち四二%は進学、四五%は就職で在村は僅かに一三%に過ぎない現状である。農村の将来はこんな姿でよいのだろうかと大いに考えさせられる。それはそれとして卒業生諸君には自重自愛、常に前向の姿勢で進んでいただきたい。

◇三月定例村会で、村長が説明した昭和三十七年度予算案提案理由は、昭和三十七年度の本村振興の方向づけであり実践綱領である。

◇どの項目をみても、その根基をなすものは、村民一人一人に在る。村民が本村の将来を真剣に考察し、実践意欲を盛り上げぬ限り、それは画餅に等しいのではあるまいか。

草餅や春のおとづれつげにけり